

Yahoo! 口コミ情報掲載サービス利用約款

Yahoo! 口コミ情報掲載サービス（第7号に定義する「情報掲載サービス」といいます）のご利用には、SBMグローバルソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます）が定める以下の約款（以下「本利用約款」といいます）が適用されます。ご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただくうえで、お申し込みいただく必要があります。また、お申し込みいただいた場合、当社は、申込者のご同意することとみなします。

- 本利用約款はすべての利用者が（第3号に定義する「利用者」をいいます）に適用されます。また、本利用約款のほか、当社が情報掲載サービスの利用に関するマニュアルおよび掲載ガイドライン等（以下、まとめて「運用ガイドライン」といいます）を別途定める場合は運用ガイドラインに定める条件および手続きを順守しなければなりません。なお、利用者が重大な不利益を被る場合を除き、利用者に事前の告知をすることなく、本利用約款または運用ガイドラインの内容を任意に変更しまたは追加することとさせていただきます。
- (1) 「Yahoo! サービス」とは、「Yahoo! JAPAN」、「ヤフー株式会社」その他のヤフー株式会社がそのサービスマーク、ロゴ、商号または著作権表示等を付してインターネット上で行うサービスをいいます。
- (2) 「Yahoo! ロコ」とは、ヤフー株式会社が「Yahoo! ロコ」の名称のもと、地域生活情報を提供するYahoo! サービスをいいます。
- (3) 「利用者」とは、本利用約款に同意し、当社との間で情報掲載サービスの利用に関する契約を締結する者をいいます。
- (4) 「対象店舗等」とは、利用者がアクセスして経営する店舗、施設等をいいます。
- (5) 「Yahoo! ロコ プレイス利用契約」とは、当社と利用者が当社が定めるYahoo! ロコプレイス利用約款に基づき締結したYahoo! ロコ プレイスの利用に関する契約をいいます。
- (6) 「プレスページ」とは、対象店舗等の場所、連絡先ならびに対象店舗等を取り扱う商品およびサービスに関する情報（テキストおよび画像）等、対象店舗等のおさまな情報を掲載するウェブページをいいます。
- (7) 「情報掲載サービス」とは、対象店舗等の情報および対象店舗等のプレスページへのリンクをYahoo! ロコ上に掲載するサービス等をいいます。
- (8) 「プラン説明資料」とは、当社が情報掲載サービスの内容を詳細に記載した資料をいいます。
- (9) 「ユーザー」とは、インターネットその他の通信手段または電磁的記録媒体を通じてYahoo! サービスを利用する者をいい、個人が事業者などとは問いません。
- (10) 「IPアドレス」とは、プレスページに掲載される情報、ユーザーによる口コミ情報および当社が第三者から取得した情報などを利用者がインターネットの特定の地点に開示する情報を集約して表示するYahoo! サービス上のウェブページをいいます。
- (11) 「広告」とは、Yahoo! サービスその他の（動画または音声等の再生領域を含みます）において、広告主の名称、コメント、メールメッセージ等を掲載および配信（テキスト、画像、音声、動画等形式を問いません）するものをいいます。

第1条（契約締結の手続き）

- 利用者は、本利用約款および運用ガイドラインならびに本条に基づく申込日現在で最新かつ有効なプラン説明資料の内容を確認および了解したうえで、当該プラン説明資料に基づく本利用約款と本利用約款を当社に対して、当該所定の申込書に必須事項を記入のうえ、当社に提出する方法および情報掲載サービスの利用を申し込みます。また、当該所定の申込書に必須事項を記入のうえ、利用者は、当社と締結したYahoo! ロコプレイス利用契約に関する対象店舗等に関する情報掲載サービスの利用を申し込みることができるともします。
- 当社が第1項に基づく利用者の申込書を受領したときをもって、当社と利用者との間で利用者が申し込んだ情報掲載サービスの利用に関する契約として、「情報掲載サービス利用契約」といいます。が成立します。ただし、当社が、利用者の申込書の受領後、情報掲載サービスに必要とされる情報が利用者の利用約款に定められていない旨または当社がその数量により申込みを承諾しない旨の利用者に通知した場合には、情報掲載サービス利用契約は成立しなかったものとみなします。

第2条（情報掲載サービスの種類およびサービスの内容）

- 当社は、情報掲載サービス利用契約に基づき、情報掲載サービスの種類別に次の各号の内容とするサービスを提供します。
 - 特集記事掲載サービス（以下「特集掲載サービス」といいます）は、当社が独自にまたは利用者の提案に基づき一定のテーマに応じて提供するYahoo! ロコ上の特集ページの情報掲載機能に対象店舗等の情報を掲載し、特集ページにプレスページへのリンクを設定すること
 - カテゴリ別の一覧ページに上位掲載するサービス Yahoo! ロコ内にエリア別、駅別または対象店舗等の業種に対応するジャンル別の他の当社がその数量により設定するカテゴリ別の一覧ページにおいて、ユーザーによるページ閲覧履歴を対し、当社所定の決定ロジックに従い選定した対象店舗等に関する情報を当該一覧ページの上位に表示する方法により掲載し、当該情報にプレスページへのリンクを設定すること
- 当社は、前項各号のほか、情報掲載サービスの種類を任意に追加することもあるものとします。
- 当社は、情報掲載サービス別（特集掲載サービスについては特集テーマ別に定める場合があります。以下、同じ）に具体的なサービス内容を定め、その詳細をプラン説明資料に記載のうえ、利用者の要求に応じて交付するものとします。
- 当社は、情報掲載サービスの具体的なサービス内容の全部または一部をいつでも変更または廃止することができるものとします。この場合、当社は変更し、利用者に知らせ、利用者にためて交付するものとします。なお、当該変更または廃止はその実施日以降の申込みに基づき成立した情報掲載サービス利用契約から適用します。

第3条（掲載情報の提供等）

- 利用者は、対象店舗等に関する情報としてプラン説明資料において指定する情報を、当社が提供する入稿ツールまたは当社が指定する方法およびファイル形式により当社に提供するものとします。
- 当社は、情報掲載サービス利用契約に基づき提供される情報および利用者がプレスページに掲載するために入稿した情報のうち、プラン説明資料に定める情報（以下「掲載情報」といいます）を掲載するものとします。なお、利用者は、当社が掲載情報として使用するため、プレスページに掲載するために入稿した情報の更新を求めたときは、速やかに応じるものとします。
- 当社は、特集掲載サービスにおいて、掲載情報を利用して特集テーマに関する記事または特集ページに掲載する対象店舗等に関する記事（以下「特集記事」といいます）を作成する場合があります。当社は、当該記事の内容について利用者に確認を求めるところがあるか、または、当社が掲載した記事が利用者が指定した期日までに確認結果を回答するとともに、当該記事内容が不適当と判断する場合は、修正の指摘を行うものとします。

第4条（対価および支払）

- 当社は、情報掲載サービスの種類別に情報掲載サービスの利用に関する対価を定めるものとし、利用者は当該対価を当社に指定する方法に従って支払うものとします。また、当社と利用者の間で情報掲載サービスの利用契約が成立した場合、当社に責めに帰すべき事由により情報掲載サービス利用契約が終了した場合を除き、利用者はいかなる場合も情報掲載サービスの利用に関する対価の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの対価の返金を求めることはできません。
- 情報掲載サービスの利用に関する対価の決済方法については、以下の方法によるものとします。
 - 株式会社ヤフーが定める支払規約に基づく方法
 - その他当社が別途定める方法
- 当社は利用者を対する債権について利用者を対する個別の通知や承諾なしに、第三者にその回収を委託することができるものとします。
- 利用者が情報掲載サービスの利用に関する対価を期限までに支払わない場合、当社は当該利用者にかかる情報掲載サービスの提供を事前通知なく一時的に停止することができます。また、その後一定期間未払いが継続する場合は、当社は事前の通知なく情報掲載サービス利用契約を強制解約することができるものとします。

第5条（利用者の順守事項、表明保証等）

- 利用者は、情報掲載サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を順守します。
- 情報掲載サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアおよび人材を自らの費用で用意し、維持すること
 - 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、その他の法令（条約、条約およびこれらに法の法令に基づく行政処分を含みます）、関係官庁の定める通達およびガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準および規制ならびにその他対象店舗等と取り扱う商品およびサービス等に関する諸規定（以下、まとめて「法令等」といいます）を順守すること。また、商品およびサービス等を広告および販売するために必要な許可や許諾を自らの責任と費用で取得すること
 - 本利用約款および運用ガイドラインに定める基準を満たしているか判断するために必要な情報を、本利用約款および運用ガイドラインの定めまたは当社の求めに応じ、適時に提供すること
 - 掲載情報および特集記事（ただし、第3条第3項に基づく利用者の確認を経て、利用者の指摘に従って修正した特集記事に限ります。以下、本項において同じ）の内容が第三者の知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害しないこと
 - 当社が許可なく「ヤフー」、「Yahoo!」、「Yahoo! JAPAN」またはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ、商号または著作権表示等を使用しないこと
 - 掲載情報および特集記事の内容がスード、ポルノなどわいせつ、わい難い内容を含むコンテンツ、法令等および公序良俗に反するコンテンツ、品位を欠く内容および他人に不快感を与えるコンテンツ等、著しく性的感情を刺激する行動描写、粗暴または残虐な行為による、反倫理的かつ反社会的な行為の描写を含めないこと

第6条（掲載情報等に関する責任）

利用者は、掲載情報および特集記事（ただし、第3条第3項に基づく利用者の確認を経て、利用者の指摘に従って修正した特集記事に限ります）の内容または利用による情報掲載サービスの利用に起因して、当社が第三者から知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利を侵害するとしてクレーム（損害賠償の請求、使用禁止の請求など、その内容を問わず、また訴訟の係属の有無を問いません）を受けた場合、情報掲載サービス利用契約の有効期間中および終了後も、利用者の責任と費用により解決し当社にいかなる迷惑もかけないものとします。また、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、掲載クレームが当社の故意または過失による場合はこの限りではなく、その場合、当社および利用者は誠実に対応を協議するものとします。

第7条（権利の帰属）

第4条第1項に基づき利用者が当社に提供した情報に含まれる著作物の著作権は、利用者または利用者に対する権利許諾元へ帰属します。また、第3条第3項に基づき当社が作成した記事に関して新たに制作された著作物の著作権は、当社に帰属します。ただし、本条は、当社または利用者が従前から保有していた権利の帰属を変更するものではありません。

第8条（免責）

- 当社は、利用者が情報掲載サービスを利用し、または利用できなかったことによって利用者が生じた損害について、本利用約款にて定めがある場合を除き、金銭的補償を含め一切賠償を負いません。
- 当社は、事由を問わず、当社が情報掲載サービスの全部または一部を変更または廃止したことにより利用者が生じた損害につき、一切責任を負いません。
- 前各項のほか、当社が情報掲載サービス利用契約に基づき行った行為により利用者に向からの損害が生じたとしても一切責任を負いません。

第9条（当社による掲載の中止または停止）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に向からの通知をすることなく、当社に対して、掲載情報の全部または一部を非表示し、プレスページへのリンクを削除するなど、情報掲載サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとします。
 - プレスページの内容が法令等に反する場合やそのおそれがある場合等、情報掲載サービスにおけるリンク先にふさわしくない場合
 - プレスページにアクセスできない状態にある場合
 - 利用者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
 - 利用者が当社またはユーザーに対して負う義務を履行しない場合またはそのおそれがある場合
 - 利用者の行為または対応がユーザーの生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合またはそのおそれがある場合
 - 前各号のほか、第17条第1項各号に定める事由が発生した場合
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者に事前に通知のうえ、情報掲載サービスの提供を中止または停止することができるものとします。緊急を要する場合または事前に通知することが不可能な場合は、事前の通知は行わず、事後、速やかに当社が適当と判断する方法で通知します。
 - 当社のシステムの保守または点検を行う場合
 - 火災、停電、通信回線の事故または天災地変などにより、情報掲載サービスの提供が不可能となった場合
 - 前各号のほか、Yahoo! サービスの運用または技術上、当社が必要と判断した場合
- 情報掲載サービス利用契約締結日（情報掲載開始日（当該日が当社の営業日の場合は営業日の0時から起算して当社の翌々営業日の24時までの間は掲載調整時））または当該掲載調整期間内の不具合または不完全設定について免責されるものとします。
- 前各項の場合を除くほか、当社の故意または重過失により情報掲載サービスが完全に提供されない状態にあることを当社が知った時刻から起算して当社の5営業日に相当する時間を経過するまでの間その状態が継続した場合、当社は損害を賠償する責任を負うものとします。

第10条（広告の掲載）

当社は、一部の情報掲載サービスにおいて別途定める場合を除き、掲載情報が掲載されたYahoo! サービス上に第三者（利用者の場合もある場合も含みます）の広告を掲載および配信することができるものとします。この場合、当社が当該広告掲載および配信のための販売活動を行うものとし、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属します。

第11条（当社による特集ページへの情報掲載等）

当社は、特集掲載サービスにおいて、掲載情報または掲載記事を判断したときは、ユーザーの利便性またはYahoo! サービスの利用促進を考慮して、特集ページにYahoo! サービスに掲載される情報（ユーザーの口コミ情報を含みます）の全部もしくは一部を掲載し、またはYahoo! サービスもしくは当社の提携先のサービスに関するウェブサイトへのリンクを設置することができるものとします。

第12条（権利義務の譲渡制限）

利用者は、当社が別途定める場合を除き、情報掲載サービス利用契約上の地位および情報掲載サービス利用契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第13条（秘密保持）

- 利用者は、情報掲載サービス利用契約の締結ならびに履行の過程において知り得た当社の技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持しなればならず、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、提供もしは漏えいし、また

は情報掲載サービス利用契約上の権利の行使もしくは義務の履行以外の目的で使用してはならないものとします。

- 前項の規定にかかわらず、利用者は、以下の各号の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。

- 法令等に基づく開示義務に従って公的機関からの請求に応じ開示する場合。ただし、この場合、利用者は当社に対して開示請求がなされた旨を通知しなければならない
- 情報掲載サービス利用契約に基づく権利の行使、義務の履行またはその目的達成に必要な範囲において、自らの責任において、情報掲載サービス利用契約と同等の秘密保持義務を課することを条件として、役員および従業員ならびに弁護士、税理士等職務上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

- 第1項に基づく秘密保持義務は、情報掲載サービス利用契約の有効期間中および終了後も2年間有効とします。

第14条（賠償責任の制限）

- 本利用約款の定めにより当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社がその故意または重過失により情報掲載サービス利用契約に関連して利用者に対して債務不履行責任または不法行為の責任を負った場合、当社は当該情報掲載サービス利用契約に基づき受済済みの対価上限として損害を賠償するものとします。
- 当社は、当社の選定により金銭的の補償に代えて当社のサービスの提供をもって利用者に対する損害の賠償とすることができるものとします。

第15条（中途解約）

- 当社は、1か月前までの通知をもっていつでも情報掲載サービス利用契約を解約することができるものとします。
- 利用者は、1か月前までに当社所定の方法により当社に申し込むことにより情報掲載サービス利用契約を解約することができるものとします。
- 前項の規定に基づいて利用者が情報掲載サービス利用契約を解約した場合でも、利用者は、次次に定める情報掲載サービス利用契約の有効期間満了日までの情報掲載サービスの利用に関する対価全額の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの対価の返金を求めることはできません。

第16条（有効期間および残存事項）

- 情報掲載サービス利用契約は、第1条に定める契約成立日に発効し、プラン説明資料に記載した情報掲載期間を満了する日まで有効とします。
- 情報掲載サービス利用契約終了時に、利用者に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本利用約款が適用されるものとします。
- 情報掲載サービス利用契約終了後においても、第6条（掲載情報等に関する責任）、第7条（権利の帰属）、第8条（免責）、第12条（権利義務の譲渡制限）、第13条（秘密保持）、第14条（賠償責任の制限）、第18条（情報掲載サービス利用契約終了後の掲載継続）および第19条（準拠法および合意管轄）の規定は有効に存続します。

第17条（期間の利益の喪失および解除等）

- 利用者が次の各号のいずれか1つにも該当する場合、利用者は当社に対するすべての債務（情報掲載サービス利用契約による債務に限定されません）は、当然に期間の利益を失い、利用者は直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。
 - 対象店舗等に関するYahoo! ロコ プレイス利用契約が終了したとき
 - 情報掲載サービス利用契約に定める義務の全部または一部に違反したとき
 - 利用者の責めに帰すべき事由または利用者が生じた事由に基づき情報掲載サービス利用契約が解除されたとき
- 利用者が前項各号のいずれか1つにも該当する場合、当社は、利用者に対する何らの通知または催告なしに、直ちに情報掲載サービス利用契約および当社と利用者との間他の契約の全部または一部につき、その履行を停止し、または契約を解除して、それによる損害の賠償を利用者に請求することができるものとします。

第18条（情報掲載サービス利用契約終了後の掲載継続）

当社は、情報掲載サービス利用契約が終了した場合でも、特集掲載サービスにおいては、当社の判断により、Yahoo! サービス上に特集ページを継続して掲載（掲載情報の全部または一部を変更して掲載する場合を含みます）することができるものとします。

第19条（準拠法および合意管轄）

情報掲載サービス利用契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠し、情報掲載サービス利用契約に関する訴訟については、訴訟時に限り東京地方裁判所または東京簡易裁判所が第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

以上

2011年5月1日制定